

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月15日（木）

〔委員会の概要 未来創生文化部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（14時52分）

これより、未来創生文化関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

黒崎委員

1問だけです。前から気になっていることで、説明資料の10ページ、次世代育成支援対策の推進の児童相談所体制強化事業につきまして、今回新型コロナウイルス感染症ということもありまして仕事はかなり増えたと思えますが、昨年度に人員の配置があったと聞いていますので、それについて御説明を頂きたい。時間も余りないので説明だけしていただければと思います。

大井こども未来応援室長

ただいま黒崎委員より、児童相談所体制強化事業について御質問を頂戴いたしました。

今、正に虐待等が増えている中で、児童相談所あるいは窓口となります市町村の体制を強化していく必要がございます。

こうしたことから、非常に専門的な知識が必要になってまいりますので、弁護士等に入っていただき、法律に関係する法的措置をとるような場合に助言を頂きながら、適切に対応しているところでございます。

加えまして、児童相談所の職員や市町村職員等の知識を高めていく必要がございますので、専門的な知識が身に付くような研修を実施いたしまして、通常の義務研修に加えプラスアルファの研修を行うなどしてスキルアップを図った事業でございます。

黒崎委員

新型コロナウイルス感染症の中、大変なお仕事でございます。仕事量も増えているかもしれませんが、しっかりと頑張っていたいただきたい思います。知識を持っている方の中に、再任用の方は入っていないのですか。

大井こども未来応援室長

以前児童相談所でお仕事をされていた方に、再任用や非常勤職員、会計任用職員として、現場のほうでかつてのスキルを生かしていただいております。

黒崎委員

分かりました。ありがとうございます。

岡本委員

東京オリンピック・パラリンピック未来創造基金は私が提案したのですが、できた経緯などを十分理解されていますか。

秋山国際スポーツ大会課長

ただいま岡本委員から、東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金の経緯について御質問を頂いたところでございます。

この基金につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック、それからワールドマスターズゲームズ2021関西などの国際スポーツ大会の開催を契機といたしまして、本県のスポーツ及び文化の振興を重点的かつ継続的に実施して、次の時代に誇れるレガシーを創出し、活力ある徳島を創造する事業に要する経費に充てるため、平成29年度に設置いたしましたものでございます。

岡本委員

表向きはそれでいいんだけど、本当は違うよね。どういう経緯でこういう基金ができたか、一度調べておいてください。表向きは合っている。これ以上は言わないけれど、本当に調べておいて。大事なところなんです。

未来創生文化部になぜスポーツが入っていないのでしょうか。長くなるからこうなったのでしょうか。上田未来創造文化部長は両方していたんですよね。それはいいです。

東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金は、今回もその前も約5億円積んでいます。今回取り崩しているのが約4億1,186万4,000円です。充当事業の中に地方創生の深化のための支援費2,200万円とありますが、これがどういうことか分かりにくい。約4億1,100万円を取り崩して充当した事業が四つあります。四つある中の一番分かりにくいのです。これはどういうことですか。歳入歳出決算説明書の162ページに書いてある。

秋山国際スポーツ大会課長

地方創生の進化のための支援費の分につきましては、国の交付金を充ててございます。

岡本委員

これはどういう事業ですか。交付金を充てると言うけれども、これは充当している額です。聞いているのは基金についてです。

秋山国際スポーツ大会課長

地方創生の深化のための支援費は、例えば徳島パラスポーツ人材バンク創設事業などの事業に充ててございます。事業の趣旨といたしましては、パラリンピック、パラスポーツの振興や関心を醸成するというような地方創生を後押しするものでございます。

岡本委員

パラリンピックのほうですね。大体分かりました。

今の言った2,200万円というのは、基金繰入金の充当事業と書いてあります。だから基

金をこれだけ繰り入れたんでしょう。交付金というのであれば話が合わない。この額を基金から繰り入れたんですか。

秋山国際スポーツ大会課長

この基金につきましては、特定の事業を実施するための基金というわけではございませんので、他の条例設置の基金と同様に、基金条例の目的に合致する事業に対してその財源として活用しているものでございます。

このため、毎年度の予算編成の過程におきまして、事業規模や当該年度の一般財源の状況、それから国庫補助金をはじめとするほかの有利な外部の資金の活用等も判断しながら充当する事業を確定するものでございます。

岡本委員

もう言わないけどそれは合っていない。要するに5億円の基金からこれだけを充当している。この基金は2年前からやっているのです。基金をどういう予算に充当したかというのを公表してほしい。

秋山国際スポーツ大会課長

どのような事業に充てたかということでございますが……

岡本委員

この2,200万円についてだけ聞いているんです。全部について聞いていたら時間が掛かるので、だからそこだけもう一度簡単にいいから説明してください。

元木委員長

小休します（15時02分）

元木委員長

再開します。（15時02分）

岡本委員

もういいです。今年は東京2020オリンピック・パラリンピックが延期されたけれど、この基金は大事です。現段階の基金残高は1億3,740万円ぐらいですか。

秋山国際スポーツ大会課長

8月31日現在の基金残高は、3億5,218万7,000円でございます。

岡本委員

いつ基金に積んだんですか。1億3,700万円しかなかったはずだけれど、いつ積んだんですか。

秋山国際スポーツ大会課長

設立当初の積立てにつきましては、まずは設立当初の平成30年度に5億円、それから令和元年度にも5億円積み立ててございます。

岡本委員

難しく考えなくていい。

要するに、今答弁してくれたことは、説明したらこうです。

基金に5億10万円積んで、2億3,624万円を取り崩した。次が5億14万円積んで、4億1,186万4,000円を取り崩したと資料に書いてあります。こんなことを言うつもりはなかったけれど、今年度は79万1,000円を積んだんです。それで2億1,551万7,000円を取り崩したら残り1億3,700万円しかないでしょう。どうして3億円もあるのか。

秋山国際スポーツ大会課長

2億1,500万円の取崩しというお話がございましたけれども、こちらについては今年度末の見込みの状況でございまして、まだ現時点では取り崩してございません。

今、現実に取り崩しましたのは、岡本委員のお話のとおり平成30年度に約2億3,600万円、それから令和元年度に約4億1,100万円でございます。

岡本委員

分かったけれども、財政の指標では取り崩したことになっています。

要するに、それだけ置いてあったわけです。問題はその次のことです。余り聞かれないけれど、3億何千万円かあって今取り崩していない。オリンピックが延びたからそうなるのかも分からないけれど、その次どうなるのか。これは予定だから余り来年のことは言えないのだけれど、数字が合わなかったの。

秋山国際スポーツ大会課長

今後につきましては、来年度オリ・パラの事前キャンプ地の誘致、それからワールドマスターズゲームズにつきましても開催が控えてございます。

さらには2022年度以降レガシーを創出するための事業費等々も必要になってございます。この事業につきましては、確実な事業展開が図れるように財政当局とも検討したいと考えてございます。

岡本委員

要するに2億1,500万円は、まだ取り崩していないから今の答弁で見る限りは使わない感じですね。いつ取り崩していつやるのかというのは、今年度のことだからもういいけれど、答弁だけ聞いたらそんな気がしました。

オリンピックは延びたけれど、基金を積み立てているからしっかりそれを使って事業をしてほしいというのが趣旨なんです。それで最初になぜできたのかと聞いた。もういいから。

もう一つは、この未来創生文化部には二十一世紀創造基金というのがあるんです。もと

もと300億円から入っていたのだけれど。それもたまたま前の圓藤知事のとときに僕が提案したんですが、今128億円あるんです。未来創生文化部だからあえて説明しておくのだけれど、そもそもの設置されたいきさつが、例えばここに載っている教育委員会の二十一世紀館や近代美術館の運営費などこういうのがたくさんあった。それらを全部集めて一緒にして21世紀のために自由に使える基金を造ったほうがいいと。それで財政調整基金というのがあるのけれど、あれは表に出すぎるから隠れ財政調整基金のような感じでこれを作っておいたら、いろんな運営ができるということでした。何が言いたいかというと、二十一世紀創造基金のできた経緯からいうと、今の予算プラス二十一世紀創造基金というのは取る権利があるので、それも頑張ってください。オリンピック・パラリンピックが来年できることを願いながら、そう思います。

これは質問ではないのですが、恐竜についてです。

これは答弁はいいのですが、要するに2,000万円で事業をやってくれたんですね。今年度は3,500万円ぐらいだったと思います。恐竜の調査は重機を入れて掘るのです。だからしっかり現地に行って地元の中でうまく調整しながらやってほしいのと、一昨日たまたま全国商工会の会長会議があつて福井県に行きました。もらった資料が全部恐竜でびっくりしました。ほかの資料がないんです。全国会長会議なので全国に配ったのだけれど、正に福井イコール恐竜なのです。びっくりしたんです。何が言いたかったかというと、あそこより勝浦のほうがもっと古いです。ということなので頑張ってください。

喜多委員

少しだけお尋ねをいたします。

説明資料の18ページの次世代育成・青少年課の未収金が約2,900万円あります。その内容についてお尋ねをいたします。

大井こども未来応援室長

喜多委員より、次世代育成・青少年課におけます未収金2,897万7,482円の内訳についての御質問がございました。

この未収金につきましては、二つの事業の未収金でございまして、まず児童福祉費負担金未収金が2,080万5,542円、児童扶養手当返納金未収金が817万1,940円となっております。

まず、児童福祉費負担金につきましては、経済的な理由や保護者が病気等で家庭において児童の養育が困難な場合や、虐待により不適切な養育環境にある場合など児童を児童養護施設などにおいて措置した場合、その児童の養育に要する生活費、教育費、医療費などの費用の一部を負担金として扶養義務者の方に御負担いただいているものでございます。負担金の額につきましては、扶養義務者の家庭状況に応じまして決定しており、施設の入居時には負担金の趣旨や義務について十分な説明を行い、理解が得られるよう努めているところでございますが、元々、生活困窮世帯が多いことや虐待など保護者の扶養義務の意識が低いことなどが未収金の原因となっております。

次に、児童扶養手当返納金についてでございます。一人親家庭などに支給されております児童扶養手当につきまして手当の認定後に事実婚であったり、子供の不監護、遡及して

年金を受給できるようになった等の理由によりまして、資格を喪失していたにもかかわらず届出が遅延し、そのまま手当を受給していたことにより返納金が発生したものでございます。資格喪失の理由のうち、法律婚や死亡などはすぐに分かるのですけれども、事実婚や不監護などは、家庭内の極めてプライベートな事象によるものでございますので、行政がこの資格喪失の状況を速やかにキャッチするということがなかなか難しい状況でございます。債務者に対しましては、各福祉事務所に配置しております母子父子自立支援員によりまして個別対応をさせていただき、状況把握や返納の指導を行うとともに、市町村とも連携いたしまして、返納金の発生の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

説明資料20ページの母子父子寡婦福祉資金貸付金の約1億9,000万円は何ですか。

大井こども未来応援室長

母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の未収金の状況についてでございます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金につきましては、一人親家庭、寡婦の生活安定とその子供の福祉の向上を図ることを目的に修学資金や就業資金などを原則無利子で貸付けを行っており、母子、父子、寡婦とその子供たちの自立に貢献しております。しかしながら、元々経済的基盤が弱い家庭が多いことから経済環境の変化を受けやすく、事業の不振や病気などによりまして、未収金発生の要因となっているところでございます。

未収金の発生防止や減少に向けましては、各福祉事務所のほうに配置いたしました母子父子自立支援員が個別対応いたしております。生活相談を含めました関係機関との連携した総合的な支援の下で償還業務に当たっておりまして、償還期間の延長や猶予制度の活用を促すとともに、支払能力があり対応困難なケースに対しましては、サービサーによる督促であったり、所在調査なども実施しながら取り組んでいるところでございます。

今後とも、困難を抱えています一人親などに対しまして、支援員が個別に寄り添いながら自立に向けました支援を行うとともに、この貸付金が多くの方に効果的に活用いただけるよう適切な未収金管理に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

時間がないので要望だけです。調定額が5億円とすごい金額であるにもかかわらず、主要施策の成果に関する説明書に未来創生文化部のページが30ページぐらいあるのですが、それに全然載っていないのです。何十万円の仕事まで説明が載っているのに、この大きい金額は載せていないということは、やはり何か隠しているのではないかと思いますので、堂々と出して説明して、幾つのお家庭に幾ら貸しているのかということ載せてほしいということを要望して終わらせていただきます。

大井こども未来応援室長

喜多委員より、この母子父子寡婦福祉資金貸付金の主要施策の成果に関する説明書への記載についてお話がございました。

この貸付金自体は非常に古い事業でございまして、随分前からやっている事業なのです

けれども、主要施策の成果に関する説明書は2月定例会で予算の説明をさせていただく際の資料と関連性があるようですので、その辺のところを十分確認させていただきまして対応させていただきたいと考えております。

仁木委員

先ほどの喜多委員に引き続き、母子父子寡婦福祉資金貸付金についてです。

こういう貸付金の返済の回収方法を少し聞いておりまして、この貸付金についても返済はいわゆる納付書での返済なのか、若しくは口座引き落としなのか。こういったやり方なのか教えていただければと思います。

大井こども未来応援室長

仁木委員より、母子父子寡婦福祉資金貸付金の回収方法についての御質問でございます。

こちらにつきましては申請いただく際に口座引き落としか納付書払か選択いただくようにしておりまして、今、大半の方に口座引き落としで返済していただいている状況でございます。

仁木委員

それと、例えば生活福祉資金貸付金の場合であれば、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に委託しております。ほかにも、保育士の養成に伴う助成金のようなものも社会福祉協議会に委託していたり、本県が行っている貸付金事業の中で、県がプロパーでやっている事業と委託している事業の二つに分けられます。

母子父子寡婦福祉資金貸付金は個別世帯に対して貸し付ける事業でありますけれども、将来的に委託していくような流れというのはあるのでしょうか。

大井こども未来応援室長

仁木委員より、将来的にこの母子父子寡婦福祉資金貸付金を委託とするのかというような御質問でございます。

現在、生活支援全般において一人親世帯が生活していく上でのトータル的な支援をしながら、県の福祉事務所のほうで管理している状況でございます。やはり総合的な支援が必要と考えますので、現在のところは委託することは検討しておりません。

仁木委員

現在のところというよりも、将来にわたって委託しないでしてほしいというのが一つの意見でございます。やはり、生活福祉資金貸付金を社会福祉法人徳島県社会福祉協議会に委託するのは国で決まっているのかどうか分かりませんが、委託先が行う貸付けは、審査のやり方が決められたやり方になってくると思うのです。公が行っている事業というのは、生活状況などいろいろな判断をされるのでしょうかけれども、例えば不良情報の審査が比較的緩いといった部分でのメリットというのは出てくると思うのです。本当に困窮している方、借りたいのに借りられない方に対する本当の意味でのセーフティネットだ

と私は思っております。

返済方法をずっと聞いてきましたけれども、この部分は口座引き落としと納付書、ほかのところも同じようなやり方だったと思います。こういう個別に貸している部分については基本的に口座引き落としのやり方を推奨していただきたいと思います。それはなぜかと言いましたら、口座引き落としでの収入未済になるのは、はっきり言って本当に生活困窮している方です。口座にお金が入っておらず引き落としができないのは、本当に困っているからです。

これをどう回収するかというのが、ここに対する政策です。社会的生活をしていくために、例えば職業のあっせんであるとかいろいろなことがあると思います。生活安定させるための政策を打っていく。それによってこの未収額を減らしていくということが大切ではないかと思えます。

総じて、私がこの普通会計決算認定特別委員会で着眼していましたのは、本県が抱える債権や特別会計等々による貸付金などはいろいろとございますけれども、回収の方法、管理の方法がそれぞれ違っております。例えば個人に貸しているものについての回収はこういうやり方、法人に貸しているものについてはこういうやり方、債権の管理の仕方は何年か一度、全部見ていきますというように、やり方を改めていくべき時期に差し掛かっているのではないのかということを経験して思いました。

そういった観点を含めて、今後のいわゆる県が保有する債権等々、管理をしっかりといただきたい。そして回収についてもいろいろなやり方があると思いますので、できるだけ調査研究を深く進めていただきたいということを総じて述べさせていただいて閉じさせていただきたいと思えます。

立川委員

今、仁木委員が言ったように、今回の普通会計決算認定特別委員会の中で、単純に言うとも未収金が10億円あるけれども、30億円の経費を掛けて回収するんですかという話です。法律的な部分など理由があってできないということもあるんでしょうけれども、30億円を掛けて10億円回収する、これが20年、30年掛かるといえるのは本末転倒で、個人だったらやらないわけです。こういう感覚を共有していただきたい。これはお願いして終わります。

扶川委員

未来創生文化部のほうで管理している郷土文化会館と青少年センターについてです。

それぞれいつ頃改修して費用をどのくらい掛けて、その結果どのくらい使えるようになったのか。耐用年数みたいなものがあるのだったら教えてください。

加藤県民文化課長

ただいま扶川委員から、郷土文化会館の改修の状況とそれによる耐用年数についての御質問です。

郷土文化会館、あわぎんホールは、昭和46年に建設されまして、長期間が経過しておりますが、県内の文化芸術の中核施設として多くの県民に御利用いただいております。そういったことで利用者の方々の御意見を踏まえながら、計画的に施設の整備と改修、修繕を

行っております。

主な改修としましては、平成18年度に新耐震基準に適合するための耐震改修及びホール、ホワイエ、ホール横のトイレなどの改修を行っております。また平成21年度、平成22年度には、防災拠点としての機能強化、例えば防火扉の改修、また文化施設としての機能向上ということでホールの舞台装置等の改修、省エネ等に対応するため空調機の機器の交換を行っております。さらに、令和元年度には安全性向上のため外壁の改修を行ったところでございます。こういった耐震に伴う改修を行うことによりまして、安全面を十分手当てしております。

耐用年数についてですが、いわゆる税法上の構造と使用目的による耐用年数は47年となっております。

高島次世代育成・青少年課長

青少年センター、とくぎんトモニプラザについてでございます。

青少年センターは昭和49年1月に開館いたしております。間もなく建設から47年を迎えるところでございます。耐震基準を満たしてございませんでしたので、平成20年度、21年度の2年を掛けて、センター内の全施設を閉鎖し、主にセンターの耐震改修と、地下にございました温水プールをインドア運動場に改修するリニューアル工事を行っております。

耐用年数でございますが、税法上の法定の耐用年数は50年ということです。この改修によって特に延びたということはなく、先ほど申しましたように、耐震改修と温水プールのリニューアルでございますので50年でございます。

扶川委員

そうすると、公有財産について評価する基準はあるんですか。資産価値あるいは不動産価値などを評価する基準や評価指標があるんだったら教えてください。

加藤県民文化課長

現在のこの施設の残存価値といいますか、評価する手法についての御質問です。

先ほども申しました郷土文化会館、あわぎんホールにつきましては、昭和46年に建築後、改修等を行っております。それらを基に公有財産台帳によって、先ほど申しましたような減価償却という処理をした上での現在の帳簿上の価格としては約8,700万円と評価しております。

高島次世代育成・青少年課長

同じく、青少年センター、とくぎんトモニプラザの残存価値でございます。

公有財産台帳によりますと、今年度末の帳簿上の価格で約8,400万円となっております。

扶川委員

例えば、橋りょうなどは安全性を高めて長寿命化してずっと使っていこうとやっています。鉄筋コンクリートの建物については、一応帳簿上はこんな形で耐用年数が過ぎかけて

いるとか、僅かな額になっていると思うのですけれども、これがすぐに使えなくなるような状況であるのであれば、既にもう大きな問題になっているでしょう。そうでないからこそ使い続けているわけで、なかなか評価は難しいと思います。

これから新ホールの整備について議論する中で、まだ使えるものがあるときに、それをどう使っていくのかということ、数字も示しつつ、県民に示して議論していく必要があるということでお尋ねをしたわけでございます。

利用人数についても、これがちゃんと100パーセント活用されてきたのかということを確認しないといけないのでお尋ねしたいので、施設の稼働率、利用人数などそういう詳細な資料をまた出していただきたいのです。特にホールについては、どのくらい利用してきたのかという資料を是非出していただきたい。そういうことも検討していく材料になるんじゃないかと思うのですけれども、お願いできますか。

加藤県民文化課長

ただいま委員から、今後、施設の利用状況についても十分加味した上で検討するべきという御意見を頂戴しました。

同様の施設がある場合は、そういう所との利用上のバランスというのも大事な視点かと考えております。こういった施設の多くは指定管理となっておりますので、指定管理者からその都度の報告を頂いており、指定管理者から運用状況の点検評価シートとして公表されておまして、今おっしゃったような利用人数、ホールの稼働率なども出ておりますので、そういった数字を用いて十分検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

あと、底地の話です。例えば県青少年センターの底地は全て県有地なんでしょう。一般会計の普通財産のところに土地として記載されておりますが、これは普通財産ですか。この平米数に含まれるのですか。

高島次世代育成・青少年課長

県青少年センターの底地につきましては、県有地でございます。

扶川委員

これから新ホールを整備していくに当たって、県の財産と市の財産と土地については両方あると思うんですけれど、それをきちんと整理してやり取りをしなければいけないので、そのあたりの資料、今の県青少年センターとそれから旧文化センター跡地、その間にあるような土地、道路などがあると思うんですけれど、そういう資料を是非図面を付けて出していただきたいと思いますが、お願いできますか。

加藤県民文化課長

ただいま委員から、今後新ホールを整備していく候補地として旧文化センター跡地また県青少年センター用地の状況について十分整理した上で検討していくようにという御質問です。

当然、現在の土地の利用状況を十分検討した上で、その後の土地利用が決まってくると思いますので、十分御説明した上で検討してまいりたいと考えております。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

なければ最後、私から文化財について質問させていただきたいと思っております。

この説明資料でも文化財の保存を推進し、地域の新たな観光資源として積極的に活用していくというような方向性をお示ししていただいております。この主要施策の成果の中でも、ときめく！ふるさとレガシー活用・再発見事業、あるいは埋蔵文化財の発掘調査など積極的に取り組んでおられるようでございますけれども、具体的にどのような取組を行われて、どういった成果があったのか、お伺いをさせていただきます。

多田文化資源活用課長

ただいま元木委員長より、ときめく！ふるさとレガシー活用・再発見事業や埋蔵文化財発掘調査、出土品整理事業についての御質問を頂きました。

まず、ときめく！ふるさとレガシー活用・再発見事業についてです。

文化財は保護だけではなく、活用という観点からまちづくりや地域振興に資することが重要でありますことから、地域の皆様に文化財を知っていただき、意識啓発や文化財の認識を高めていただくため、例えば、四国遍路や鳴門の渦潮、矢野遺跡の重要文化財などに対する講演会を開催し、埋蔵文化財の発掘調査による出土品につきまして、翌年度に速報展として公益財団法人徳島県埋蔵文化財センターで企画展を開催するなど普及啓発を図っているところでございます。

次に、埋蔵文化財発掘調査及び出土品整理事業についてでございます。

まず、埋蔵文化財調査につきましては、開発予定地が埋蔵文化財を包蔵する土地に該当する場合は、事業主体が国の場合は県が国からの委託を受け、試掘調査の上、発掘調査を実施するということになってございます。あわせて、現場で出土した遺物の復元や図面や写真に記録するなどの整理作業を行っているところでございます。

令和元年度につきましては、国土交通省の那賀川河川改修事業、加茂堤防にございます阿南市加茂宮ノ前遺跡及び吉野川河川改修事業、加茂第2堤防の東みよし町、加茂東原遺跡の二つの遺跡を対象に発掘調査を実施し、縄文時代から江戸時代までの土器や石器が出土しているところでございます。特に、東みよし町の加茂東原遺跡につきましては、令和元年度から発掘を開始し、今後も調査はあるわけでございますが、昨年度につきましては申し上げましたように古墳時代から飛鳥時代の竪穴住居跡が出てきております。また、江戸時代の陶磁器が1万5,000点ぐらい出てきております。このことにより、当時の人々が遺跡の場所で長期にわたり生活していたことが明らかになったところでございます。

発掘した遺物につきましては保存は当然ですが、活用という観点から県民の皆様が文化や歴史について興味を持っていただいたり、学んでいただけるように、まずは現地説明会をさせていただくとともに、企画展示や調査報告会を開催して普及啓発を図っているところでございます。

今後の整理作業も含め、発掘調査や出土品整理につきましては、開発事業者とも事業計画の中での調査時期の位置付けを踏まえまして、ほかの事業も含め全体の調整を図った上で、適切に実施してまいりたいと考えてございます。

最後になりますが、そもそも埋蔵文化財につきましては、貴重な国民の共有財産でございますので、引き続き、開発事業者と調整を図りながら、精度の高い発掘調査を行っていくとともに、整理した成果が貴重な歴史資料として生かされ、地域の生活や文化の発展に寄与するように文化財保護行政を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

元木委員長

是非、本県が誇る数々の文化財がこれまでのような保存ということだけではなく、大いに活用していただいて、多くの方々に知っていただくための取組も一層進めていただきますよう要望させていただきたいと思っております。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、未来創生文化部関係の審査を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

今回、審査いたしました、令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定については、これを認定すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり認定すべきもの（簡易採決）

令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

次に、委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、4日間にわたり、大変長丁場でございましたけれども、終始御熱心に御審議に賜り、また審議に御協力いただきましたことを、本当にありがとうございました。

おかげをもちまして、委員長の重責を大過なく全うすることができた次第でございます。

また、近藤会計管理者をはじめ、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度で審査に御協力を頂き、本当にありがとうございました。

最後に、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第であります。時節柄、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で、今後とも県勢発展のため、御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

近藤会計管理者

一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

元木委員長さん、福山副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、去る10月8日から本日まで4日間にわたり、令和元年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算につきまして、御審査を賜り、誠にありがとうございました。

この間、委員の皆様方から頂戴いたしました、各般にわたる貴重な御意見、御提言につきましては、今後、各種施策を推進するに当たりまして、十分生かしてまいる所存でございますので、引き続き、御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、お礼の御挨拶とさせていただきます。

4日間、どうもありがとうございました。

元木委員長

これをもって、普通会計決算認定特別委員会を閉会いたします。（15時44分）